（届出事項）

第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十　略］

十一　金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

［十二・十三　略］

十三の二　労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三　労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～二十二　略］

二十三　金庫、その子会社又は業務の委託先（第七項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

［二十四・二十五　略］

［2～8　略］

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第九十四条の二　金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第九十四条の三　金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十四条　銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑬から⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(14)　略］

(15)　信託勘定有価証券残高（⑯に掲げる事項を除く。）

（届出事項）

第八十三条　［同上］

［一～十　同上］

十一　金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合

［十二・十三　同上］

十三の二　法第五十八条の五第三項の認可を受けた労働金庫連合会が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三　法第五十八条の五第三項の認可を受けた労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～二十二　同上］

二十三　金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

［二十四・二十五　同上］

［2～8　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑬から⑯までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(14)　同上］

(15)　信託勘定有価証券残高